

13 部活動の方針

三原市立第二中学校

◇本方針策定の趣旨

本方針は、義務教育である中学校の生徒にとって望ましい部活動実施環境を構築するという観点に立ち、部活動が以下の点を重視して、地域、学校、競技種目、分野、活動目的等に応じた多様な形で最適に実施されることを目指す。

- 知・徳・体のバランスのとれた「生きる力」を育む、「日本型学校教育」の意義を踏まえ、
《運動部》生徒がスポーツを楽しむことで運動習慣の確立等を図り、生涯にわたって心身の健康を保持増進し、豊かなスポーツライフを実現するための資質・能力の育成を図るとともに、バランスのとれた心身の成長と学校生活を送ることができるようにすること
《文化部》生涯にわたって学び、芸術文化等の活動に親しみ、多様な表現や鑑賞の活動を通して、豊かな心や創造性の涵養を目指した教育の充実に努めるとともに、バランスのとれた心身の成長と学校生活を送ることができるようにすること
- 生徒の自主的、自発的な参加により行われ、学校教育の一環として教育課程との関連を図り、合理的でかつ効率的・効果的に取り組むこと
- 学校全体として部活動の指導・運営に係る体制を構築すること

1 適切な運営のための体制整備

(1) 部活動基本方針

部活動は、上記の趣旨を踏まえ、学校教育の一環として、人間形成を目的に、学校の教育目標及び経営方針に基づき、計画的に実施する。

(2) 指導・運営に係る体制の構築

ア 校長は、教職員の長時間勤務の解消に向け、業務改善及び勤務時間管理等を行うなど、円滑に部活動が実施できるように取り組む。

イ 部顧問は、年間の活動計画（活動日、休養日及び参加予定大会日程等）並びに毎月の活動計画及び活動実績（活動日時・場所、休養日及び大会参加日等）を作成し校長に提出する。

ウ 年度当初に、各部の活動計画等を学校のホームページへの掲載等により公表する。

2 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組

(1) 適切な指導の実施

ア 部活動の実施に当たっては、「運動部活動での指導のガイドライン」（平成 25 年 5 月）及び「文化部の活動の在り方に関する総合的なガイドライン」（平成 30 年 2 月）に則り、「生徒の心身の健康管理」、「事故防止」及び「体罰・ハラスメントの根絶」を徹底する。

イ 部顧問は、生徒の体力・芸術文化等の能力向上や、生涯を通じてスポーツ・芸術文化等に親しむ基礎を培うことができるよう、生徒とコミュニケーションを十分に図り、生徒がバーンアウトすることなく、技能や記録の向上等それぞれの目標を達成できるよう、競技種目や分野の特性等を踏まえた効果的・効率的なトレーニングや練習の積極的な導入等により、休養を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行う。また、専門的知見を有する保健体育担当の教師や養護教諭等と連携・協力し、発達の個人差や女子の成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を得た上で指導を行う。

ウ 本校の部活動についての確認事項に従って指導を行う。

(2) 運動部活動用指導手引の活用

運動部顧問は、中央競技団体が作成する指導手引を活用して、適切な指導を行う。文化部顧問は、文化活動に関わる各分野の関係団体等が作成する指導手引を活用して、適切な指導を行う。

3 適切な休養日の設定

部活動における休養日及び活動時間については、成長期にある生徒が、教育課程内の活動、部活動、学校外の活動、その他の食事、休養及び睡眠のバランスのとれた生活を送ることができるよう、以下を基準とする。

(1) 休養日

ア 学期中

週当たり2日以上休養日を設ける。なお、平日は定時退校日と併せて少なくとも1日、土曜日及び日曜日（以下「週末」という。）は少なくとも1日以上を休養日とし、週末に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。

イ 長期休業中

学期中に準じた扱いを行う。ただし、部活動を教師の正規の勤務時間内に行うことにより、部活動を行った日においても教師の定時退校が可能であることから、部活動単位で設定することも可能とする。また、生徒が十分な休養を取ることができるとともに、運動部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間（オフシーズン）を設ける。

(2) 活動時間

1日の活動時間は、平日では2時間程度、学校の休業日（学期中の週末を含む）は3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。大会や練習試合等で時間が延びる場合は、随時適度な休憩を入れて取り組む。

4 生徒のニーズを踏まえたスポーツ環境の整備

(1) 生徒のニーズを踏まえた部活動の設置

ア 本年度設置する部活動

運動部：陸上短距離部 陸上長距離部 野球部 サッカー部 男子バスケットボール部
女子バスケットボール部 女子バレーボール部 男子ソフトテニス部
女子ソフトテニス部 男子卓球部 女子卓球部

文化部：吹奏楽部 パソコン部 創作部

イ 部活動の設置については、生徒の多様なニーズに応じた活動を行なうことができるよう検討していく。

(2) 地域との連携

ア 環境の充実の観点から、学校や地域の実態に応じて、地域のスポーツ団体等各種団体との連携、保護者の理解と協力、民間事業者の活用等による、学校と地域が共に子供を育てるという視点に立った、学校と地域が協働・融合した形での地域における環境整備を進める。

イ 学校管理下ではない社会教育に位置付けられる活動については、各種保険への加入や、学校の負担が増加しないこと等に留意しつつ、生徒がスポーツ、芸術に親しめる場所が確保できるよう、学校施設の開放を推進する。

ウ 学校と地域・保護者が共に子供の健全な成長のための教育、スポーツ、芸術環境の充実を支援するパートナーという考え方の下で、こうした取組を推進することについて、保護者の理解と協力を促す。

5 学校単位で参加する大会等

(1) 部活動で参加する大会や行事は、学校体育団体等の主催若しくは共催する大会や行事を基本とする。それ以外の大会や行事への参加については、スポーツ庁が示した「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」の趣旨を踏まえ、生徒の教育上の意義や、生徒や部顧問の負担が過度とならないことを考慮して、実態に応じて各学校において定めることとする。

(2) 校長は、上記の目安等を踏まえ、参加する大会・行事等を精査する。